

クリーンセンターにおけるごみ受入ルールの変更について

1 趣旨

本市では、将来に渡りごみの安定的かつ効率的な処理を推進するため、しゅん工から約20年が経過したクリーンセンター第2工場について、令和9年度から約25年間の長寿命化を図るよう、焼却設備等の基幹的設備改良工事を令和4年度から令和8年度にかけて実施している。

令和9年3月から第1工場を停止し、第2工場の1工場体制に移行することに伴い、場内のごみの受入ルートを大きく変更する必要があり、出入りする車両の渋滞や事故の防止等を図るため、ごみ処理手数料や受入品目、時間等について見直しを行う必要がある。

2 変更内容

(1) 一律従量料金制の採用と最低料金の設定

少量ごみ持込者の減少を図るため、家庭系の「10kgまで無料」区分を廃止するとともに、近隣自治体の状況等を参考に家庭系・事業系の最低料金として「30kgまで600円」を設定する。また、従量料金の「10kgにつき200円」は維持し、特定廃棄物区分等の別料金設定を廃止して料金を一律化する。

(2) リサイクル家電・タイヤ・ホイール・バッテリーの受入廃止

ごみ処理手数料の一律化により受付等業務の円滑化を図るため、別料金が設定されている廃棄物のうち、民間事業者で受入可能なリサイクル家電、タイヤ、ホイール、バッテリーの収集及び受入を廃止する。

(3) 特定廃棄物区分と資源物無料受入の廃止

別料金が設定されている廃棄物のうち、電気式温水タンク、太陽熱温水器、スプリングマットレスの特定廃棄物区分を廃止するとともに、資源物の無料受入を廃止し、その他のごみと同様に一律従量料金制（30kgまで600円、以降10kgにつき200円）に変更する。

(4) 受入曜日・時間の見直し

1工場体制化に伴う機械整備時間や就業時間内の準備・片付け時間の確保の観点から、持込の受入時間を平日午前9時から午後4時30分までに変更するとともに、土曜日の受入を廃止する。また、平日日中に持ち込むことが困難な市民に対応するため、週明け平日1日のみ午後7時まで受入時間を試行的に延長するなど、市民サービスの維持に努める。

3 今後のスケジュール

令和7年度 条例規則の改正

令和8年4月～ 市民への周知

10月～ ごみ処理手数料の改定・受入品目の見直し（変更内容(1)～(3)）

令和9年3月～ 受入曜日・時間の見直し（変更内容(4)）